平成２８年（フ）第９７号
愛知県一宮市木曽川町黒田字篭守西127番地
２　シャトーハイツ２－Ｂ号
破産者　小野寺建築工房こと　小野寺賢高
１　決定年月日　平成29年３月３日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２８年（フ）第１４７３号
福岡市南区鶴田１丁目８番21号
破産者　棚町　福男
１　決定年月日　平成29年３月３日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第２１９号
岩手県陸前高田市小友町字西下84番地　市営住宅西下団地303号
破産者　菅野　美恵（旧姓金澤）
１　決定年月日　平成29年３月６日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２８年（フ）第１９号
秋田県大仙市大曲金谷町19番３号
破産者　髙橋　一雄
１　決定年月日　平成29年３月６日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所大曲支部

平成２８年（フ）第１８４６号
横浜市保土ケ谷区峰岡町２丁目215番地１　サンライズ峰岡Ｇ棟101号
破産者　萩原　勇治
１　決定年月日　平成29年３月６日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１３２号
長野市川中島町四ツ屋1365番地の151
破産者　本島　道夫
１　決定年月日　平成29年３月６日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所民事部破産係

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２８年（フ）第１８８号
兵庫県尼崎市富松町３丁目25番21号
破産者　玉置　隆一
１　破産債権の届出期間　平成29年４月３日まで
２　一般調査期日　平成29年４月28日午前10時15分
平成29年３月３日
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２８年（フ）第２８４号
長崎県西彼杵郡長与町高田郷2208番地151、旧住所長崎県西彼杵郡長与町岡郷554番地３　南風迫アパート102号
破産者　山部　早紀（旧姓吉岡）
１　破産債権の届出期間　平成29年４月４日まで
２　一般調査期日　平成29年４月19日午前11時15分
平成29年３月７日
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第６７７号
仙台市若林区六丁の目南町９番48号　コーポ南松Ａ棟102
破産者　米澤　拓哉
１　破産債権の届出期間　平成29年４月５日まで
２　一般調査期日　平成29年６月５日午前11時10分
平成29年３月６日
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２７年（フ）第２２０３号
大阪市此花区朝日１丁目２番18号　第２オグラマンション302号
破産者　大林　　薫
１　破産債権の届出期間　平成29年４月６日まで
２　一般調査期日　平成29年５月11日午後２時30分
平成29年３月６日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１５６号
北海道中川郡幕別町札内中央町445番地２
破産者　株式会社創都コーポレーション
１　破産債権の届出期間　平成29年４月７日まで
２　一般調査期日　平成29年５月18日午前10時
平成29年３月７日
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２８年（フ）第２４９号
福井市中毘沙門町第５号11番地
破産者　有限会社トーゴ建設
１　破産債権の届出期間　平成29年４月７日まで
２　一般調査期日　平成29年６月６日午後１時30分
平成29年３月７日
福井地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第１２号
大分市大字杉原854番地の27
破産者　岩本　義則
１　破産債権の届出期間　平成29年４月28日まで
２　一般調査期日　平成29年６月13日午後２時
平成29年２月28日
大分地方裁判所佐伯支部破産係

免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２８年（フ）第４８９８号
大阪市阿倍野区阿倍野筋４丁目12番８号コーポ中道202号
破産者　小路　　律
免責意見申述期間　平成29年５月８日まで
平成29年３月６日
大阪地方裁判所第６民事部

免責審尋期日

平成２８年（フ）第９０３７号
東京都中央区日本橋浜町３丁目41－２－201
破産者　吉澤　信一
審尋期日　平成29年４月17日午前11時
平成29年３月３日
東京地方裁判所民事第20部

特別清算終結

平成２８年（ヒ）第２０９２号
東京都台東区小島２丁目17番８－307号
清算株式会社　株式会社プロモーションカンパニーインターナショナル
１　決定年月日　平成29年３月６日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
東京地方裁判所民事第８部

特別清算協定認可

平成２９年（ヒ）第２号
愛知県豊川市御津町御幸浜一号地１番14
清算株式会社　株式会社豊川産業
代表清算人　古田　祐行
１　決定年月日　平成29年３月６日
２　主文　次の協定を認可する。
協定
第１　通則
１　開始命令日以降の利息・遅延損害金の免除
本協定認可決定が確定したときは、協定債権のうち特別清算開始命令日以後の利息債権及び遅延損害金請求権については、全額免除を受ける。
２　弁済の場所及び端数の処理
①　本協定に基づく弁済は、協定債権者の指定する金融機関口座に振り込む方法により実施する。ただし、振込手数料は、清算株式会社の負担とする。
②　割合弁済の結果生じる１円未満の端数は切り捨てる。
第２　一般債権
１　一般債権の定義
一般債権とは、協定債権のうち第３において定める関係者債権に該当しないものをいう。
２　一般債権の弁済及び免除
①　現在の資産から清算結了までに発生した又は発生することが見込まれる一般の先取特権その他一般の優先権がある債権、特別清算の手続のために清算株式会社に対して生じた債権及び特別清算の手続に関する清算株式会社に対する費用請求権の合計額を控除した残額を弁済原資総額とする。